

Spc jinjiken news

国保保険料の軽減対象者を拡大へ(1月25日)

厚生労働省は、国民健康保険料の軽減対象について、現行の「3人世帯で年収約223万円以下」から「同266万円以下」に拡大する方針を明らかにした。新たな案では、2割軽減の対象を同266万円以下に、5割軽減の対象を178万円以下まで広げるとしており、2014～15年度の実施を目指すとしている。

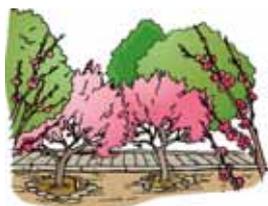
確定拠出年金 60社以上が「従業員拠出」を導入へ(1月25日)

今年1月から従業員が最大で月2万5,500円まで上乗せできるようになった企業型確定拠出年金の「従業員による上乗せ拠出」について、60社以上の企業が導入することが明らかになった。年度替わりの4月からスタートする企業が多いとみられる。

「最低保障年金」導入で消費税増税7%分が必要(1月25日)

民主党は、政策として掲げる「最低保障年金」を導入した場合、2075年度時点で最大25兆円余りの追加財源が必要になるとする試算結果を明らかにした。これは、現在議論されている

消費税の10%引上げとは別に、新たに7.1%の増税が必要となるもの。



民間職業紹介件数が過去最高の43万人に(1月25日)

厚生労働省は、2010年度における民間の職業紹介を通じた就職件数が43万人(前年度比11.1%増)となり、3年ぶりに増加して過去最高となったとする集計結果を発表した。即戦力を求める傾向が強まっているとみられるものの、完全失業率は4%半ばで高止まりしている。

派遣労働者数が10.1%減少(1月21日)

厚生労働省は、2010年度に派遣労働者として働いた人の数が、1日平均で約271万人(前年度比10.1%減)だったと発表した。「2009年度(同24.3%減)と同様、派遣切りの傾向が続いて減少につながった」と分析している。

〔関連リンク〕

平成22年度 労働者派遣事業報告書の集計結果(確報版)(1月20日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000020g3a.html>

平成22年度職業紹介事業報告の集計結果(1月20日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000020gfx.html>

平成22年度 労働者供給事業報告書の集計結果(1月20日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000020gir.html>

国年保険料 2012年度は40円引下げ (1月18日)

厚生労働省は、2012年度における国民年金保険料について、今年度より月額で40円引き下げ、1万4,980円とすることを決定した。2年連続の引下げで、年金支給額も4月分から0.3%下がる見通し。

2011年の倒産件数が減少(1月14日)

帝国データバンクが発表した2011年「全国企業倒産集計」(負債額1,000万円以上)で、倒産件数が1万1,369件(前年比2.5%減)となり、2年連続で減少したことがわかった。また、東京商工リサーチが発表した2011年「全国企業倒産状況」でも1万2,734件(同4.4%減)となり、3年連続で減少した。

パートへの社保適用拡大 中小企業は猶予へ (1月11日)

厚生労働省は、2015年度までの実施を目指しているパート労働者への社会保険の適用拡大に関して、中小企業の負担が急増しないよう、従業員300人以下の企業については適用を猶予する方針を示した。また、300人超の企業についても、対象者は「月収9.8万円以上」とする激変緩和措置を検討している。

賃金格差 東京と青森で月額15万円超に (1月11日)

厚生労働省が2011年の「賃金構造基本統計調査」(全国4万5,818事業所が回答)の結果を発表し、平均所定内給与額のトップは20年連続で東京(37万2,900円)、最下位は青森(22万2,200円)となったことがわかった。
〔関連リンク〕

平成23年賃金構造基本統計調査結果(都道府県速報)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/161-2.html>

パワハラ行為の具体例示す 厚労省が報告書案 (1月7日)

厚生労働省のワーキング・グループは、近年増加している「パワー・ハラスメント」の防止策に関する報告書案をまとめた。同案では、パワハラ行為の具体例を示し、幹部社員等の意識転換などを訴えている。同省ではさらに内容を検討し、年度内をめどに提言等をまとめる考え。

公的年金保険料 国税庁の強制徴収実施は0件 (1月6日)

日本年金機構が公的年金保険料の悪質滞納者に対する強制徴収を国税庁に委任することのできる制度(2010年1月導入)が、この2年間で1件も実施されていないことがわかった。同制度は厚生労働大臣を通じて委任できるもので、国税庁による強制徴収の対象となる納税者は100人程度いるとみられる。



トピックス 心理的負荷による精神障害の労災認定の基準が変更されました！

最近、精神障害の労災請求件数が大幅に増加し、認定の審査には平均約8.6か月がかかっています。

そのため厚生労働省は、審査の迅速化や効率化を図るため、新たに「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、平成23年末に都道府県労働局長に通知しました。

基準がどのように変更されたのか、概要を紹介します。

<心理的負荷の評価に関する改善事項>

	改正前	改正後
評価方法	2段階による評価 出来事の評価 + 出来事後の評価 総合評価	1段階による評価 出来事 + 出来事後の総合評価
特別な出来事	・極度の長時間労働 ・生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの	・「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示 ・「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示
具体例	心理的負荷評価表には記載なし	「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載
労働時間	具体的な時間外労働時間数については、恒常的長時間労働を除き定めていない	強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載 ・発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上 ・発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上 ・「中」の出来事後に、月100時間程度 等
評価期間	例外なく発病前おおむね6か月以内の出来事のみ評価	基本的には発病前おおむね6か月以内の出来事で評価 ただし、セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価
複数の出来事	一部を除き具体的な評価方法を定めていない	具体的な評価方法を記載 ・強 + 中又は弱 強 ・中 + 中... 強又は中 ・中 + 弱 中* ・弱 + 弱 弱* *近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断
発病者の悪化	既に発病していた場合には、悪化しても労災対象としない	発病後でも、特に強い心理的負荷で悪化した場合には、労災対象とする

ポイント

分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）が定められた

いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することとされた

これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定は、判断が難しい事案のみに限定することとされた

新情報！ 雇用保険制度の見直しの方向がまとまる

平成24年1月6日、厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会は、同会の職業安定分科会雇用保険部会がまとめた雇用保険制度の見直しの方向についての報告を公表しました。

この報告では、「現下の雇用失業情勢は、足元では完全失業率は4%台、有効求人倍率は0.6倍台で推移するなど、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。また、雇用保険の財政収支については、失業等給付に関しては比較的安定的に運営されているものの、雇用保険二事業に関しては雇用調整助成金の大幅な支出増により極めて厳しい状況にある。」と現状を分析した上で、次のような措置を講ずるべきとしています。

報告の概要

1. 個別延長給付等の暫定措置について

非正規労働者に対するセーフティネット機能を強化するため、平成21年度から平成23年度末までの3年間の暫定措置として、以下の施策を講じているが、基本的には、これらの措置を2年間（平成26年3月31日まで）延長すべきである。

- ・ 個別延長給付の創設^{*1}
- ・ 雇止めにより離職した有期契約労働者等の給付日数の充実^{*2}
- ・ 常用就職支度手当の支給対象に「40歳未満の者」を追加
- ・ 受講手当の額の引上げ（日額500円→700円）

ただし、「個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者に限りその対象とするなど、運用上の見直しを行うべきである。また、受講手当の額の引上げについては、当初予定どおり平成23年度末をもって終了するとともに、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額の在り方を見直すべきである。」と、見直すべき点が指摘されている。

*1 個別延長給付...解雇・倒産・雇止めなどによる離職者について、年齢や地域などの条件を踏まえて特に就職が困難と認められる場合には、給付日数を最大60日間延長する措置

*2 雇止めなどによる離職者に対する給付日数の拡充...雇止めなどによる離職者の給付日数(90~150日)を、解雇・倒産などによる離職者への給付日数(90~330日)と同等にする措置

2. 雇用保険二事業の安定的な運営について

雇用調整助成金の急激な支出増に備えたやむを得ない措置として、失業等給付の積立金から雇用調整助成金への借入れを暫定的に可能としているが、これを2年間延長するべきである。

3. 失業等給付に係る雇用保険率について

失業等給付のために労使が負担する平成24年度の雇用保険率を、平成23年度の「1.2%」から「1.0%」に引き下げるべきである。

一般の事業の雇用保険率

- ・ 平成23年度.....1.55%（失業等給付分 1.2% + 二事業分 0.35%）
- ・ 平成24年度.....1.35%（失業等給付分 1.0% + 二事業分 0.35%）

補足 法定の失業等給付に係る雇用保険率は、平成23年の法律改正により、平成24年度以降1.4%に引き下げられている。1.0%は、その率を、弾力条項による下限まで引き下げた率である。